

社団法人 日本映像ソフト協会

著作権等管理事業法に対する意見

標記の件、当団体は、著作権使用料規程の許可制の部分的復活を求めて、下記の通り意見を述べさせていただきます。

記

1 著作権等管理事業法は使用料規程を届出制とし、使用料規程に対する公的な立場からの規制を原則として行っていません。

たしかに著作権等管理事業法は、管理団体が使用料規程を定め、又はこれを変更しようとするときは、利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取するように努めなければならないとし（同法13条2項）、さらに施行規則14条は、使用料規程の届出をしようとするときは、利用者又はその団体から意見を聴取するように努めたことを疎明する書面を添付しなければならないと定めています。また著作権等管理事業法は、使用料規程の実施禁止期間を定める（同法14条）とともに、指定管理事業者については、利用者団体が協議・裁定を求める方途を用意しています（同法23条、24条）。

しかしながら、仲介業務法とは異なり、使用料規程の制定又は変更について文化庁長官による認可を得ることは必要でなく、また協議・裁定の制度も、指定管理事業者に対象が限られています。

2 著作権等管理事業法が採用したこのような「規制緩和」は、利用者が使用料規程による使用料を高くすると判断したときに、その著作物等を利用しないという選択ができ、管理事業者間の自由競争が活発に行われている場面では、適切であると考えられます。

しかしながら、実際には利用者がその選択をできない場面があり、そのような場合にも、使用料規程の内容に公的観点からの規制が直接には及んでいないことには、問題があると考えます。

すなわち、当団体が著作権等管理事業法制定前から要望しておりましたとおり、映画の著作物のビデオ化等の二次利用に当たりましては、映画の著作物に翻案されている原作・

脚本の原著作物等の二次使用料が高すぎると考えても、ビデオグラム製作者等としては、そもそもビデオ化の二次利用を断念するか、それとも要求された使用料を支払うかしか方法がなく、他の原著作物に取り替えるという選択肢はありません。

映画製作者の立場で考えますと、原著作物の二次使用料が高すぎると考えても、自らの資産である映画著作物を何とか利用して製作資金の回収をしなければならないため、原著作物の著作権者と合意を成立させることが不可欠となり、その交渉では映画製作者は著しく弱い立場に立たされます。

そこで、映画の著作物の二次利用における原著作物の利用など、他の著作物に取り替えることができない場面では、著作物の円滑な利用を確保するために、公的な観点から使用料規程をチェックしていただく必要があり、その限度において、使用料規程に対する認可制を部分的に復活させる必要があると考えます。

3 著作権等管理事業法が施行されて3年が経過しますが、この間、当団体は、原著作物の管理事業者から使用料を実質的に増額させる使用料規程の変更案を受領いたしました。当団体は、その内容を拝見して、「取り替えのきかない」原著作物を利用するほかない利用者の団体として、その交渉上の立場の弱さから、上記のとおり使用料規程の認可制を部分的に復活していただく必要性を痛感している次第です。

以上